

公益社団法人「米沢有為会」

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人米沢有為会（以下、本法人という。）が受領する寄附金について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 広く一般社会から受領する寄附金で次の各号に規定するものの以外のもの
- ② 特定寄附金 使途を特定して、広く一般社会に一定期間募金活動を行う事により受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 個人又は団体から受領する寄附金で寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されてるもの

2 金銭以外の財産権による寄附については、別途定める。

(一般寄附金の募集)

第3条 本法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金額50%以上を公益目的事業に使用することを明記して募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、理事会において募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を作成しなくてはならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下とする。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛

同して寄附した者へは交付を省略することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を発行し、寄附者への感謝を表す礼状を添えて送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業にかかる寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金にかかる結果報告)

第7条 本法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができるものとする。

2 本法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支にかかる収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本法人は個人または団体より資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付された特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金については、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

③ 寄附金の受け入れに起因して、本法人が著しく資金負担が生ずる場合

④ 前3号に掲げる場合のほか、本法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則(平成31年3月24日理事会決定)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。